

## 多度津町農業委員会議事録

令和3年5月20日午前8時53分より午前9時20分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文数
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進委員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	吉田 清司
主任主事	中西 祐太

## 審 議 内 容

- 事務局長 ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。  
初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会長 (挨拶)
- 事務局長 ありがとうございます。  
続きまして、本日の出欠状況ですが、本日は農業委員14名中14名  
が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあ  
ります委員の過半数に達していますので、本会は成立していることをご  
報告いたします。  
続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規  
則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっておりますの  
で、大西会長にお願いしたいと思っております。
- 議長 それでは早速ですけれども、本日まず最初に署名委員のほうを指名さ  
せていただきたいと思っております。  
14番の細川委員さん、4番の三野委員さん、よろしくお願ひしたい  
と思っております。  
続きまして、昨日の小委員会の報告を西山委員さんのほうからよろし  
くお願ひしたいと思っております。お願ひします。
- 13番委員 昨日、現地を視察しましたのでご報告いたします。  
資料を見ていただいて、議案第2号農地法第3条の、この件につきま  
しては農地の区分ということで、ここを耕作される●●●さんにつきま  
しては奥白方からこの四箇の山階小原ですかね、距離が遠いんですけど  
も、現地に作業所を買われまして、もう準備をなされてまして、トラク  
ターなども買われておりますので何ら問題はないかなというふうに思い  
ます。  
次の議案第3号農地法第5条の申請の農地転用ですけども、これは2  
筆に分かれておりまして、こちらの左側のほうは農地ということで、現  
在草刈りなされて、耕作はされていないんですけども農地ということで問  
題ないかなと。こちらの右側のほうにつきましては、現況は同じように  
何もされてなくて草が生えてるという状態なんですけど、以前からずっと  
耕作放棄地となっております。こちらのほうは4ページのところに書  
いているんですけど、●●●番の●は無断転用ということで宅地とされ  
ておりました。今回は、農地転用も兼ねて正式に転用するということ  
で、ここも何ら問題はないかなと思っております。

現況はそんなところで、全てについては問題ないと判断されましたのでご報告させていただきます。ちょっと事務局のほうからこの無断転用のところについて説明していただければなと思っております。

議長

ありがとうございました。

ただいま西山委員さんのほうから昨日の小委員会のご報告がありましたけども、最後に少しありました件は後ほど事務局のほうから詳しく説明があるかと思いますので、それ以外で何かただいまのご報告についてご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案のほうの審議を行いたいと思います。

最初に、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、事務局、説明よろしく願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

**【議案第1号1番から4番について 議案書を基に朗読】**

補足といたしまして、番号1番につきましては戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約をするものです。

番号2番から4番につきましては、香川県農地機構を通じて貸借していたものを解約しました。なお、2番から4番で解約した農地につきましては議案第2号の農地法第3条申請にて売買予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今説明がありましたけれども、皆さん方のご意見を聞く前に、1番の案件ですけれども、戦前からの小作地の合意解約ということで、慣例になっておりますように次からの皆さん方の参考にさせていただきたいなというようなことで、地元の、これは西山委員さんのほうから何か分かる範囲で、差し支えない範囲で経緯等ご説明をいただけたらと思いますけれどもよろしいでしょうか。

13番委員

前回、この田んぼに相對する、鉄道を挟んで西側で戦前小作の解消をしたんですけれども、その反対側になってるところを解消したということです。前からやりたいということだったんですけど、都合で一緒にできなかつたということで、ちょっと遅れてやったんです。これにつきまして売買はありません、無償でということで解消いたしました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第1号につきまして何かご意見、ご質問等がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 ありがとうございます。ないようですので、議案第1号につきましては報告ということで、よろしくお願ひします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひします。

事務局 議案第2号をご覧ください。

【議案第1号1番から2番について 議案書を基に朗読】

以上、2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く、問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

いつも報告いただいている、それぞれの、売買の金額が分かれば。

事務局 議案第2号の1番の4枚で500万円となっています。番号2番につきましては1枚で200万円となっています。

議長 ありがとうございます。

それでは、ただいま報告がありました、議案第2号について何かご意見、ご質問よろしくお願ひいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようですので、議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、承認といたしたいと思ひます。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明よろしくお願ひします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として駐車場用地となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年7月1日、工事完了が令和4年12月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費、建築費で合計1,900万円となっております、資金証明書を添付しております。

備考といたしまして、申請書の地目欄のところに宅地と記入していますが、農業会議へ確認を取ると、登記地目ではなく現況地目を記入し、備考欄に無断転用の内容を記載することになっております。今回の申請地の●●●番●については、登記地目は田ですが、事務局での現場確認では現状は宅地と判断し、無断転用案件といたしました。地元西白方水利総代●●氏に確認をすると、申請地の隣地で約60年前家屋があったこと、また昭和50年の航空写真で家屋があることも事務局で確認しました。その居住していた宅地と申請地の●●●番●を一体利用していたため宅地となりました。

譲受人の●●●●●は、現在●●●市●●町で鉄骨製造業を行っております。計画が必要となった理由は、現在の敷地では手狭なため業務に支障を来しておりました。会社敷地は賃貸であり、拡張ができなく、中讃地域で移転先を探しておりました。申請地は2筆で711平米、また宅地部分等の併せ地を含め1,189平米あり、合計1,900平米になります。申請地の面積は妥当と思われ、今回の申請に至りました。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。また、宅地部分等の合わせ地を含め一体面積としては1,000平米を超えるので、町建設課開発担当に確認を取ると、開発協議には該当しない旨の回答を得ました。

以上、1件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、この点につきましてご意見、ご質

問がありましたらよろしくお願ひします。

ございませぬか。

(なし の声あり)

議長 ないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませぬか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

それでは、議案第4号ですけれども、議長を交代させていただきますので、お願ひします。

職務代理者(2番) 農業委員会法等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします、●●議長さん、●●委員さん、●●委員さん、●●委員さん、一時退席をお願ひします。

(●●議長、●●委員、●●委員、●●委員退席)

職務代理者(2番) それでは、議長が退席いたしましたので、代わりに進めます。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。

事務局お願ひします。

事務局 議案第4号をご覧ください。

多度津町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。合計で75件、12万5,683平米の申請があり、使用貸借権または賃借権での設定になります。内訳としまして、更新が29件、4万2,936平米、新規が46件、8万2,747平米になります。

補足といたしまして、10ページから19ページの表につきましては、土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、5月24日より公告縦覧予定となっております。

以上です。

職務代理者(2番) ありがとうございます。

ただいま説明がありましたことについてご意見、ご質問よろしくお願ひします。

ございませぬか。

(なし の声あり)

議案第4号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議ございませんので、議案第4号を承認いたします。

以上です。

(●●議長、●●委員、●●委員、●●委員着席)

議長

ありがとうございました。

議案は以上になります。

続きまして、事務局よりその他について報告をお願いしたいと思います。お願いします。

事務局長

事務局より2点ご報告させていただきます。

1点目は来月分の農地機構貸借案件について、2点目は県に対する令和4年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見のための意見提出について。

事務局

【その他2点について事務局より説明】

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

6月の小委員会は、17日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は14番細川委員、推進委員は3番中北委員にお願いしたいと思います。

定例会は、18日金曜日の午前9時から第1会議室で行います。署名委員は5番横關委員、6番斯波委員、7番矢野委員のうちの2名の方にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

以上で本日の日程は終わったわけですが、全体を通しまして何かご質問等ありましたらよろしくお願いします。

ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、冒頭にも申し上げましたように、こういうときではございますので、いつもより大分早く終わったということになりますけども、ご理解をいただきまして、これをもって5月の定例会を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。